

第3章 環境行政の推進

1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、平成9年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

※ 成田市環境基本条例の全文は、資料編に掲載しています。

2. 成田市環境基本計画

平成9年3月制定の「成田市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、平成12年3月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して進めてきました。また、平成20年3月には、市町合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた、新たな「成田市環境基本計画」を策定しています。計画の期間は平成20年度から29年度までの10年間としていますが、めまぐるしく変化する環境動向や計画の進捗状況等を考慮し、平成26年3月に中間見直しを行いました。

(1) 計画の対象

①環境の範囲

本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する四つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

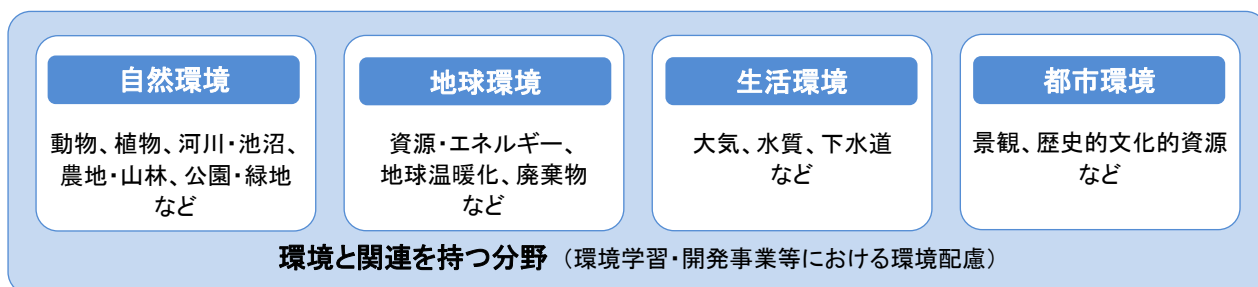


図3-1 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

②計画の推進主体

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者も共に環境配慮行動を推進していくことが求められます。本計画が着実に実行され、その効果を発揮するためには、市民・事業者・市の三者協働での推進が不可欠となります。

(2) 計画の期間

計画の目標期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。なお、本計画の中間にあたる平成 25 年度には、各施策の実施状況の点検評価を行うとともに、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

(3) 計画の体系

「成田市新総合計画」の基本理念と将来像、「成田市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、市の環境の課題を考慮し、本市の望ましい環境像（将来環境像）を、「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」と掲げています。

「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」とは、豊かな自然と文化を、もたないという気持ち、思いやりの心を持って大切にし、育み、次の世代へと伝え、子どもからお年寄りまで、毎日快適に安全・安心に暮らせる生活環境を整え、さらに、国際空港所在都市として、地球温暖化を代表とする地球環境問題に積極的に取り組み、世界に発信できるような環境都市成田を目指すという考え方を示しています。

この目指すべき将来の環境像を達成するため、4 つの基本目標を設定し、環境施策を進めていきます。

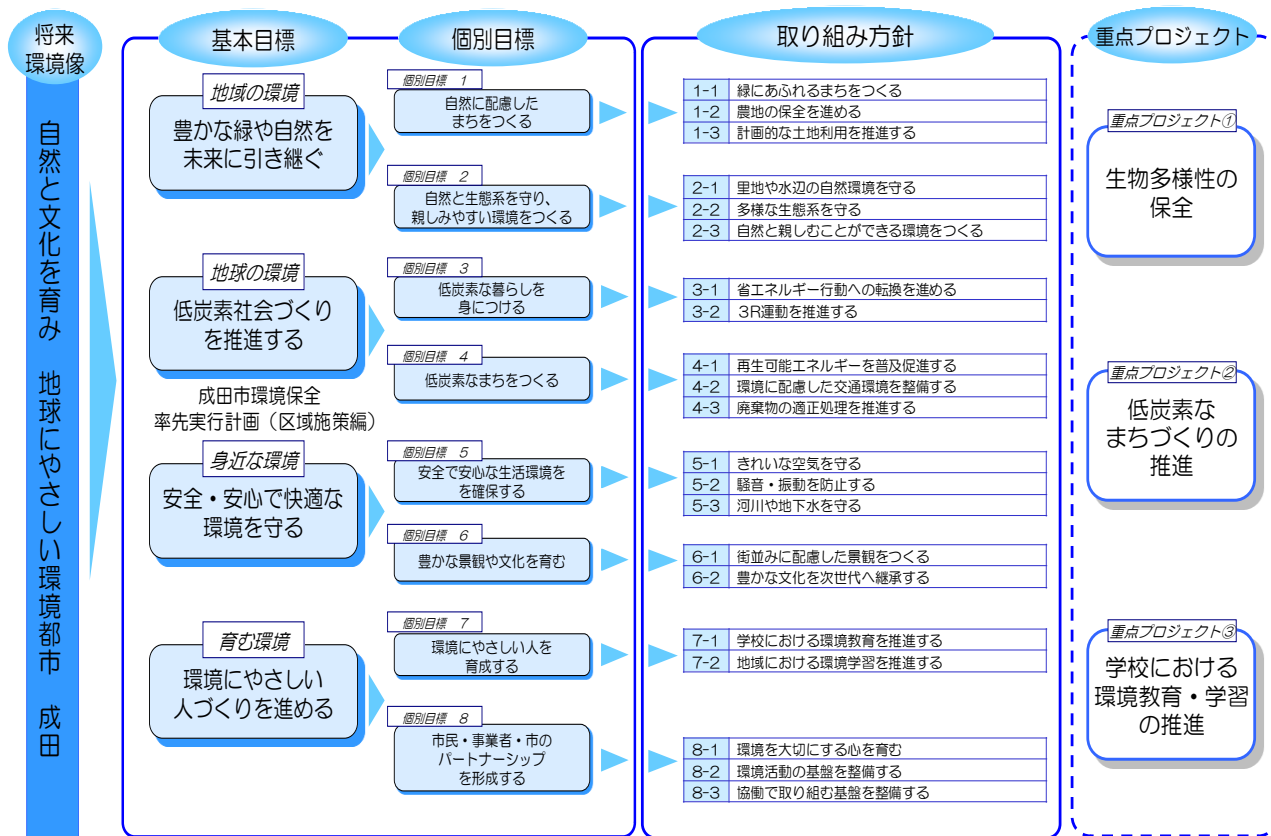


図 3-2 成田市環境基本計画の将来環境像と施策の体系図

(4) 成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）では、特例市以上の地方公共団体に、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を盛り込んだ実行計画を策定することが義務付けられていますが、本市を含めたその他の地方公共団体については策定は努力義務となっています。しかしながら、地球温暖化の深刻化や東日本大震災以降のエネルギーの需給問題等から、節電や省エネルギーへの一層の取り組みが求められている現状を踏まえ、温室効果ガスの削減目標や削減のための取り組みを位置付けた「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」を「成田市環境基本計画」に包括する形で新たに策定しました。

①対象とする温室効果ガス

国・県における温室効果ガス排出量の9割以上が二酸化炭素（CO₂）であることから、本計画で対象とする温室効果ガスはCO₂のみを対象とします。

②削減目標

本市のCO₂排出量の将来推計では、人口増加に伴って今後もCO₂排出量が増加する予測となっており、短期間でCO₂排出量の大幅な削減は困難な状況です。しかし、地球温暖化やエネルギー問題は早急に取り組むべき課題であることから、以下の削減目標を設定し、着実に取り組みを推進していきます。

**削減目標：計画の目標年度（平成29（2017）年度）までに、
CO₂排出量を平成22（2010）年度比で4%削減する**

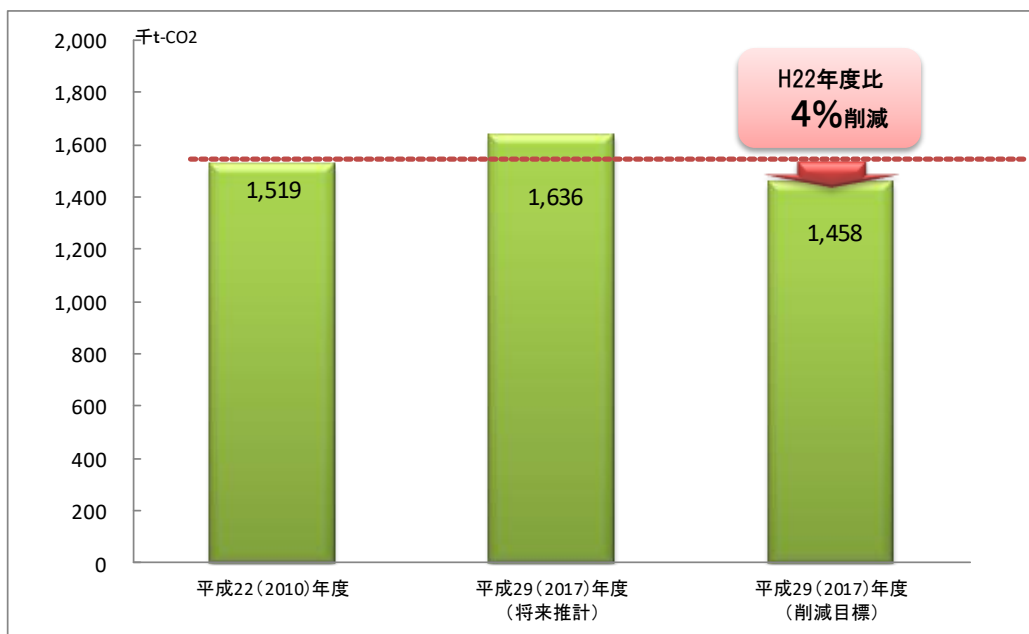


図 3-3 本市の削減目標

※ 成田市全体のCO₂排出量は、環境省が公表している「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に基づき算定されたものですが、極めて簡易な推計手法を採用しているため、推計結果はあくまでも参考値となります。

3. 成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）

平成20年3月に策定した「第2次成田市環境保全率先実行計画」の計画期間が平成24年度末をもって終了したことから、計画の見直しを行い、平成25年3月に「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」を新たに策定しました。

(1) 基本的事項

① 計画策定の目的

市自らが「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実践していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」や「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に関する取組、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針に示される事項、及び「ISO14001に基づく環境マネジメントシステム」による取組事項を盛り込んだ「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」を策定し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進していくことを目的としています。

② 計画の位置付け

「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」の位置付けは、以下に示すとおりです。

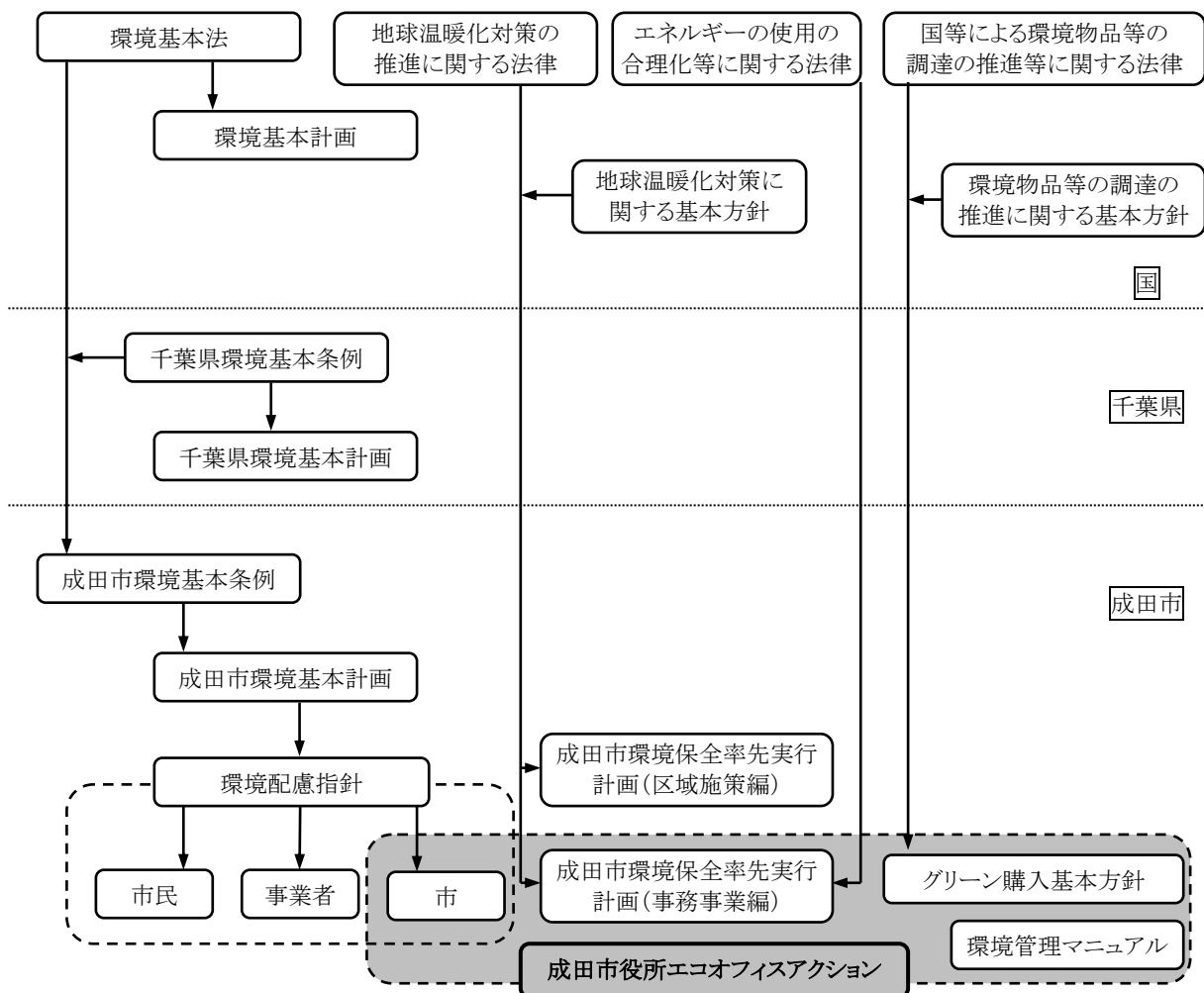


図3-4 成田市役所エコオフィスアクションの位置付け

③計画の期間

平成23年度を基準年度とし、平成25年度から平成29年度までの5年間で計画期間とします。

④対象範囲

本市すべての事務及び事業を対象としています。対象とする施設等は出先機関を含む全てとし、指定管理者制度により外部に運営を委託している施設も含めるものとします。

⑤温室効果ガス総排出量の削減目標

目標年度（平成29年度）における市の事務及び事業全体の温室効果ガス総排出量を、基準年度（平成23年度）に比べ6.0%削減することを目標とします。なお、ごみ処理及びし尿処理に伴い発生する温室効果ガスを除いた「市役所分」についても6.0%削減することを目標としています。

表3-1 温室効果ガス総排出量の削減目標 (単位: t-CO₂)

	平成23年度 基準値	平成29年度 目標値	削減目標 6% 削減値
温室効果ガス 総排出量	28,998	27,258	1,740

※ 基準年度（平成23年度）の排出係数を用いて算出。

(2) 温室効果ガス総排出量

平成28年度の温室効果ガス総排出量は56,257 t-CO₂であり、基準年度（平成23年度）と比較し94%の増加となりました。分類別にみると「市役所分」は1.8%の増加、「ごみ処理及びし尿処理分」については、177.1%の増加となっています。

※ 温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、ごみ処理及びし尿処理に伴い発生する温室効果ガス（「ごみ処理及びし尿処理分」と「ごみ処理及びし尿処理分」を除いた「市役所分」とに分けて集計を行っています。

(3) 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るため、環境マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を取り入れ、進行管理を行います。

4. 総合的環境保全施策

(1) 条例等

本市は、昭和 47 年 3 月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、平成 9 年 3 月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

(2) 千葉地域公害防止計画

① 計画策定の目的

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害の防止を図ることが著しく困難になるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第 17 条の規定に基づき都道府県知事が策定する計画です。

② 計画策定の経緯

昭和 45 年度に千葉・市原地域、昭和 47 年度に江戸川流域の公害防止計画が策定され、昭和 49 年度に両計画を統合した「千葉臨海地域公害防止計画」が策定されました。

さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等の拡大が図られ、平成元年度には名称を「千葉地域公害防止計画」と改め、各種の公害防止施策を推進してきました。しかしながら、依然として改善すべき問題が存在することから、平成 29 年 3 月、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「千葉地域公害防止計画」が策定されました。

同計画の対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の 21 市となっています。

(3) 生活排水対策推進計画

①計画策定の経緯

水質汚濁防止法により、都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該水域の水質の汚濁に関係がある地域を「生活排水対策重点地域」として指定しなければならないと規定されています。重点地域に指定された市町村は、生活排水対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を定める必要があります。

本市を含む印旛沼流域等7市町が平成5年3月に生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、平成6年3月に「成田市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を推進してきました。これにより、生活排水による汚濁は一定の削減を図ることができたものの、今後も更なる生活排水対策を計画的に推進していくために、平成22年3月に新たな「成田市生活排水対策推進計画」を策定しました。また、計画策定より5年が経過したことから、計画の進捗状況や社会情勢等を考慮し、平成27年度に中間見直しを行いました。

②計画の概要

本計画では、生活排水処理施設の整備に関する「きれいな水環境を確保する」、生活排水対策に係る啓発に関する「環境にやさしい人を育成する」の2つを生活排水対策の実施の推進に関する基本方針とし、「世界の人々が訪れる成田の川を世界に誇れる美しい川にしよう」をスローガンとした施策を展開することとしています。

③計画の目標等

基準年度：平成19年度 目標年度：平成33年度 中間見直し：平成27年度

し尿及び生活雑排水を適正に処理している生活排水処理人口の目標：96.7%以上

生活排水による汚濁負荷量削減目標：BOD58%削減 COD50%削減

全窒素36%削減 全りん32%削減

④計画の進捗状況

本計画における目標に係る指標のうち、生活排水に係るBOD汚濁負荷量の推計値と生活排水処理率の推移を以下に示します。

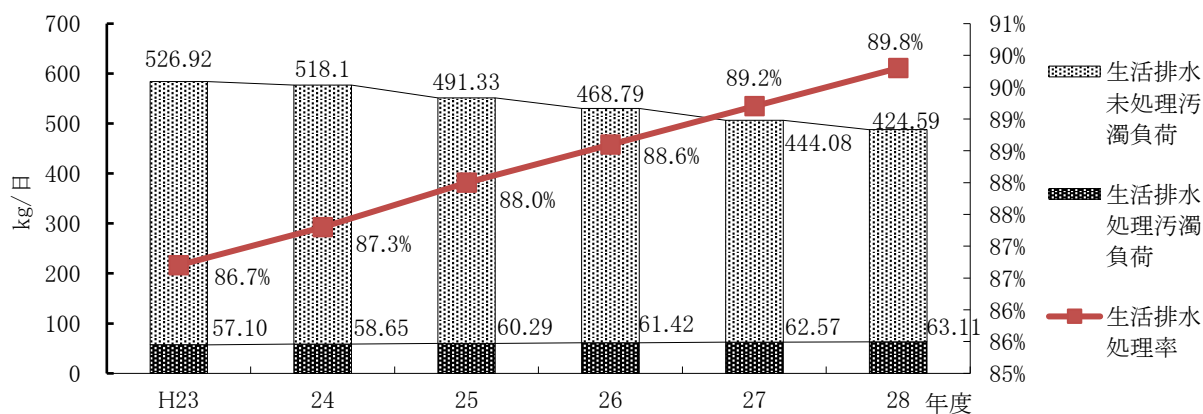


図 3-5 生活排水に係る BOD 汚濁負荷量と生活排水処理率の推移

(4) 開発行為等事前協議

開発事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、事前に市長と協議しなければならないと定めています。

(5) 成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、住宅用省エネルギー設備を設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。実施状況は表 3-2 のとおりです。

C02 削減効果

平成 29 年 3 月末までに補助を行った 1,748 件の太陽光発電システムの最大出力の合計は、約 7.6 メガワットであり、排出を抑制できる温室効果ガスを推計すると、1 年間に約 2,624 トン CO2 の排出を抑制することができます。

表 3-2 実施状況（平成 29 年 3 月末現在）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
太陽光発電システム	25	171	252	377	330	245	195	153
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	—	—	—	—	0	7	8	14
定置用リチウムイオン蓄電池	—	—	—	—	5	15	32	29
エネルギー管理システム (HEMS) 機器	—	—	—	—	3	15	25	34
電気自動車等充給電設備	—	—	—	—	0	1	1	0
太陽熱利用システム	—	—	—	—	—	—	4	3
地中熱利用システム	—	—	—	—	—	—	—	1

(6) 成田市地球環境保全協定

①目的等

事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日から運用を開始しています。

本協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく事業者に自主的に行動してもらうことを目指した紳士協定です。

②対象

市内に事業所があり、そこで事業活動を行っている事業者。

③実施内容

協定を締結した事業者は、協定書に定める環境保全策に取り組むとともにエネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年市に報告します。

④締結事業者数 161 社（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	事業者名	協定締結日		事業者名	協定締結日
1	株式会社 佐藤熔接工業	平成 25 年 4 月 5 日	21	株式会社 須之内組	平成 25 年 6 月 11 日
2	株式会社 オバタ	平成 25 年 4 月 10 日	22	宮野建材有限会社	平成 25 年 6 月 11 日
3	ソーシャルウェルフェア・ベジタブルコミュニティちゅうпейファーム	平成 25 年 4 月 17 日	23	平山建設株式会社	平成 25 年 6 月 11 日
4	株式会社 I S U カーゴ	平成 25 年 4 月 19 日	24	有限会社 渡辺産業	平成 25 年 6 月 11 日
5	株式会社 あかうみ	平成 25 年 4 月 19 日	25	徳南エクスプレス株式会社	平成 25 年 6 月 13 日
6	株式会社 鈴木商事	平成 25 年 4 月 22 日	26	有限会社 大川組	平成 25 年 6 月 27 日
7	有限会社 大栄青果	平成 25 年 4 月 25 日	27	有限会社 富井呉服店	平成 25 年 6 月 27 日
8	株式会社 千葉三協	平成 25 年 4 月 25 日	28	山本印刷株式会社	平成 25 年 6 月 20 日
9	有限会社 矢沢商事	平成 25 年 5 月 2 日	29	株式会社 若葉	平成 25 年 6 月 28 日
10	ウイング 株式会社	平成 25 年 5 月 2 日	30	有限会社 成瀬工務店	平成 25 年 7 月 4 日
11	アシストキャリアリンク 株式会社	平成 25 年 5 月 2 日	31	日光化成有限会社	平成 25 年 7 月 18 日
12	医療法人社団タカハシ矯正歯科	平成 25 年 5 月 2 日	32	株式会社 高岡電機店	平成 25 年 7 月 9 日
13	三井温熱 株式会社	平成 25 年 5 月 9 日	33	株式会社 サンショウ冷熱	平成 25 年 7 月 18 日
14	株式会社 福智商店	平成 25 年 5 月 9 日	34	株式会社 葵エステート	平成 25 年 7 月 22 日
15	株式会社 秋葉牧場	平成 25 年 5 月 10 日	35	大徳産業 株式会社	平成 25 年 7 月 25 日
16	コヤマ工業株式会社	平成 25 年 5 月 14 日	36	アクセス・ジャパン株式会社	平成 25 年 7 月 29 日
17	株式会社 タチバナ	平成 25 年 6 月 3 日	37	伸栄総合物流株式会社	平成 25 年 8 月 9 日
18	株式会社 ビューティスタジオセラピー	平成 25 年 6 月 4 日	38	有限会社 堀越工務店	平成 25 年 8 月 19 日
19	株式会社 丸勝	平成 25 年 6 月 7 日	39	医療法人社団 DM会	平成 25 年 8 月 22 日
20	株式会社 常武トランスポート	平成 25 年 6 月 11 日	40	有限会社 藤崎自動車	平成 25 年 8 月 29 日
41	有限会社 鰻福亭	平成 25 年 8 月 30 日	61	株式会社 ジャパンサポート	平成 25 年 12 月 20 日
42	株式会社 アクア	平成 25 年 8 月 30 日	62	デコライン株式会社	平成 25 年 12 月 20 日
43	株式会社 キョウマス	平成 25 年 9 月 3 日	63	八千代建設株式会社	平成 26 年 1 月 9 日

	事業者名	協定締結日		事業者名	協定締結日
44	有限会社 大久保商店	平成 25 年 9 月 3 日	64	医療法人社団 木犀会	平成 26 年 1 月 23 日
45	株式会社 ダイアアグリシステム	平成 25 年 9 月 5 日	65	株式会社 エリート情報社	平成 26 年 1 月 23 日
46	株式会社 海老屋	平成 25 年 9 月 5 日	66	株式会社 川島製作所	平成 26 年 1 月 31 日
47	有限会社 出山石材店	平成 25 年 9 月 5 日	67	有限会社 小幡モータース	平成 26 年 2 月 17 日
48	株式会社 アクセス	平成 25 年 9 月 9 日	68	誠光電設株式会社	平成 26 年 2 月 21 日
49	稲垣興業株式会社	平成 25 年 9 月 13 日	69	有限会社 小泉商店	平成 26 年 3 月 13 日
50	有限会社 平岡興業	平成 25 年 9 月 19 日	70	小林建設株式会社	平成 26 年 3 月 17 日
51	株式会社 はしもとや	平成 25 年 10 月 29 日	71	医療法人社団 鋭友会 石川医院	平成 26 年 3 月 17 日
52	米山基礎工業株式会社	平成 25 年 11 月 11 日	72	株式会社 エイコー	平成 26 年 3 月 17 日
53	株式会社 大伸	平成 25 年 11 月 21 日	73	株式会社 生産者連合デコボン	平成 26 年 3 月 17 日
54	有限会社 小関商店	平成 25 年 11 月 21 日	74	株式会社 古内水産	平成 26 年 4 月 17 日
55	有限会社 エイト塗装工業	平成 25 年 11 月 21 日	75	株式会社 成田自動車	平成 26 年 4 月 21 日
56	株式会社 ロジックスライン	平成 25 年 11 月 21 日	76	株式会社 ニュートラルスタイルロ ジスティクス	平成 26 年 4 月 21 日
57	有限会社 ココユーテック	平成 25 年 12 月 6 日	77	株式会社 マザール	平成 26 年 5 月 8 日
58	有限会社 小坂	平成 25 年 12 月 12 日	78	ウェザー・サービス株式会社	平成 26 年 5 月 12 日
59	株式会社 成南協心社	平成 25 年 12 月 16 日	79	有限会社 ヤマモト	平成 26 年 5 月 15 日
60	三信建設株式会社	平成 25 年 12 月 17 日	80	エコウッド株式会社	平成 26 年 5 月 30 日
81	株式会社 NAO	平成 26 年 5 月 30 日	101	有限会社 ケイ・イー・アイ	平成 26 年 10 月 21 日
82	ダイユウホーム株式会社	平成 26 年 6 月 2 日	102	高木測量株式会社	平成 26 年 11 月 7 日
83	株式会社 邦栄	平成 26 年 6 月 6 日	103	丸勝建設株式会社	平成 26 年 11 月 18 日
84	下田康生堂製薬株式会社	平成 26 年 6 月 19 日	104	すずらん歯科	平成 26 年 12 月 11 日
85	有限会社 S フードサービス	平成 26 年 6 月 20 日	105	株式会社 ソピュア	平成 26 年 12 月 16 日
86	株式会社 天地堂塗装店	平成 26 年 6 月 20 日	106	有限会社 藤田興業	平成 26 年 12 月 18 日
87	有限会社 平岡興業	平成 26 年 7 月 11 日	107	川瀬建設株式会社	平成 26 年 12 月 18 日
88	株式会社 成田園芸	平成 26 年 7 月 11 日	108	有限会社 イメージルーム市原	平成 27 年 1 月 8 日
89	イカリ消毒成田株式会社	平成 26 年 7 月 11 日	109	株式会社 大栄	平成 27 年 2 月 4 日
90	関東低温物流株式会社	平成 26 年 7 月 15 日	110	東関交通株式会社	平成 27 年 2 月 16 日
91	グリーンカーゴ株式会社	平成 26 年 7 月 17 日	111	波那道観光株式会社	平成 27 年 2 月 19 日
92	有限会社 T U P	平成 26 年 8 月 8 日	112	株式会社 ZERO	平成 27 年 2 月 26 日
93	千代田漬物株式会社	平成 26 年 8 月 8 日	113	株式会社 ダイヤベルツリーフーズ	平成 27 年 3 月 5 日
94	有限会社 名取電設	平成 26 年 8 月 18 日	114	株式会社 石橋商店	平成 27 年 3 月 24 日
95	株式会社 トムキャット	平成 26 年 8 月 25 日	115	有限会社 アクロス	平成 27 年 4 月 17 日
96	有限会社 葛生運送	平成 26 年 8 月 28 日	116	成和建工株式会社	平成 27 年 4 月 28 日
97	株式会社 成田K T L	平成 26 年 9 月 5 日	117	株式会社 ビーテック	平成 27 年 4 月 28 日
98	有限会社 米本商事	平成 26 年 9 月 22 日	118	株式会社 成田新聞販売	平成 27 年 4 月 28 日
99	大清水ホテルズ株式会社	平成 26 年 9 月 29 日	119	有限会社 マーク・グリーン	平成 27 年 5 月 13 日
100	有限会社 沢田漬物	平成 26 年 10 月 2 日	120	有限会社 グロース	平成 27 年 5 月 21 日
121	マネージ株式会社	平成 27 年 6 月 4 日	141	株式会社 北建	平成 27 年 12 月 22 日
122	嘉音有限会社	平成 27 年 6 月 8 日	142	株式会社 シーテック	平成 27 年 12 月 22 日
123	株式会社 エイワン	平成 27 年 6 月 9 日	143	和道路株式会社	平成 28 年 1 月 14 日
124	株式会社 加藤電気	平成 27 年 6 月 23 日	144	株式会社 廣建	平成 28 年 1 月 18 日

	事業者名	協定締結日		事業者名	協定締結日
125	株式会社 アクロ技研	平成 27 年 6 月 24 日	145	有限会社 マルコー物流	平成 28 年 1 月 27 日
126	大蔵建設株式会社	平成 27 年 7 月 13 日	146	I R システム株式会社	平成 28 年 2 月 10 日
127	有限会社 マースエクスプレス	平成 27 年 7 月 27 日	147	三桜商事株式会社	平成 28 年 3 月 9 日
128	東洋サービス株式会社	平成 27 年 8 月 10 日	148	LECS JAPAN 株式会社	平成 28 年 3 月 24 日
129	株式会社 タスコフーズ	平成 27 年 8 月 13 日	149	株式会社 丸本興業	平成 28 年 4 月 22 日
130	有限会社 チャレンジャー	平成 27 年 8 月 27 日	150	株式会社 プラスアイ	平成 28 年 5 月 2 日
131	株式会社 中央設備	平成 27 年 8 月 27 日	151	有限会社 新和建設	平成 28 年 6 月 16 日
132	塩谷石油	平成 27 年 9 月 8 日	152	特定非営利活動法人 あい愛	平成 28 年 8 月 4 日
133	株式会社 ティージーアイエフ	平成 27 年 9 月 8 日	153	株式会社 芝山	平成 28 年 9 月 1 日
134	有限会社 津軽興業	平成 27 年 9 月 8 日	154	東総技建工業株式会社	平成 28 年 9 月 12 日
135	美郷開発工業株式会社	平成 27 年 10 月 8 日	155	株式会社 花太郎	平成 28 年 10 月 19 日
136	有限会社ケイアンドケイ物流サービス	平成 27 年 10 月 20 日	156	株式会社 ケイアイユウ	平成 29 年 1 月 16 日
137	秀工業株式会社	平成 27 年 10 月 29 日	157	株式会社 MH CARGO	平成 29 年 1 月 19 日
138	並木産業株式会社	平成 27 年 11 月 10 日	158	株式会社 ハウジングステーション	平成 29 年 1 月 24 日
139	有限会社オート・ドア ステーション	平成 27 年 11 月 10 日	159	成田エコハウス株式会社	平成 29 年 1 月 25 日
140	株式会社 BAKU	平成 27 年 12 月 10 日	160	ワールドカーゴサービス株式会社	平成 29 年 2 月 28 日
			161	株式会社 シンシアリティー	平成 29 年 3 月 15 日

(7) その他

①なりた環境ネットワーク

平成 20 年 5 月 20 日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう」の推進に努めています。

主な活動内容とその実施状況（参加人数）は表 3-2 と表 3-3 のとおりです。

表 3-2 主な活動内容

	実施時期	内容
空港周辺道路美化活動	6 月・12 月	なりた環境ネットワークの会員及び市内の事業者などにより、空港に通じる道路（国道 295 号・国道 408 号・国道 51 号）沿いのごみ拾いを行う。
環境学習会	8 月・3 月	千葉用水総合管理所大和田機場などを訪れ、座学と施設見学を通し、印旛沼の実情を市民に楽しく学んでもらう。
環境講演会	7 月	講師を招き、環境保全に関する講演会を行う。
印旛沼クリーンハイキング	10 月	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民俗文化財）、印旛沼に関するクイズ大会などを行う。

表 3-3 実施状況（参加人数）の推移

（単位：人）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
空港周辺道路 美化活動	643	688	707	330	698	347	661	786	877	393 (※3)
環境学習会	60	37	27	49	47	91	77	73	83	46
環境講演会	133	124	115	216	200	227	187	197	153	150
印旛沼クリー ンハイキング	808	828	627	696	— (※1)	390	367 (※2)	474	459	540

※1 悪天候などのため中止

※2 ごみ拾いは雨天のため中止

※3 6月は雨天のため中止

②成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、昭和 58 年度にモデル地区を選定、59 年度から団体登録により実施し、61 年度から実施団体（平成 29 年 4 月 1 日時点 157 団体）及び回収業者に補助金の交付を実施しています。